

2021 年度 ライオンズアカデミー入会規約

第 1 条(運営管理・名称)

当スクールは、株式会社西武ライオンズ(以下「当社」という。)が、管理・運営し名称を「ライオンズアカデミー」と称する。

第 2 条(目的)

当スクールでは、野球を通して、青少年の健全な育成に寄与し、また、地域振興および地域密着事業とスポーツの発展を目的とする。

第 3 条(会員)

- 1 本規約における会員とは、本規約の内容を承諾のうえ、当社の定める申込方法によって入会手続きを行った者で、当社が次項の方法で本会への入会を承認した者をいう。
- 2 当社は、ライオンズアカデミー事務局(以下「事務局」という。)が、管理する会員管理システムへの情報登録完了をもって会員の入会を承認する。なお情報登録・更新は、原則会員自身が行うものとする。但し、入会希望者が第 9 条第 2 項各号の一に該当する場合又は当該入会希望者の入会を各号の一に該当する行為を行ったことがある場合、当社は、当該入会希望者の入会を承認しないことができる。
- 3 入会希望者は、本規約の内容を承諾の上、入会手続きを行わなければならない。

第 4 条(年会費・月謝・ウェア代等)

- 1 会員は、所定の金額の年会費・月謝・ウェア代等を所定の方法で当社に支払う。
- 2 当社は、理由の如何を問わず、受領した年会費・月謝・ウェア代等を会員に返却しない。

第 5 条(負傷時の処置)

会員が当スクールの活動中に負傷した場合に、当社が応急手当を施す。但し、その後の治療、入院、通院等については、当社の債務不履行又は不法行為によるものと立証された場合を除いて、会員および保護者で責任をもって行うものとし、当社は何ら責任を負わない。

第 6 条(保険)

会員は、入会と共にスポーツ安全保険に加入しなければならない。加入手続きは当社が行い、保険料は会員負担とし、補償内容は保険会社の約款のとおりとする。

第 7 条(有効期間)

会員資格の有効期間は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 8 条(譲渡等の禁止)

入会希望者および会員は、会員証、本規約に基づく入会希望者又は会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡又は売り渡すことはできず、使用承諾又は名義変更、質権の設定その他これを担保に供することはできない。

第 9 条(退会、入会拒否・会員資格の取り消し等)

- 1 会員は、所定の手続きにより、本会を退会することができる。退会した会員は、当スクールに係る諸権利を失う。
- 2 当社は、入会希望者又は会員が以下の各号の一に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否すること又は当該会員の会員資格を取り消し、退会させることができる。
(1)入会申込書による登録の申請若しくは登録された会員の情報に虚偽の内容がある場合又は登録申請事項に遺漏がある場合
(2)実在しない氏名、他人の氏名等で入会を申し込んだ場合
(3)会員本人以外の者が当スクールを利用した場合
(4)入会希望者若しくは会員がいわゆる暴力団若しくはこれに類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者(以下「暴力団員等」という。)であると当社が認める場合又は暴力団員等でなくなった時から 5 年間が経過していないと当社が認める場合
(5)当スクールを不正利用し又は第三者に不正利用させた場合
(6)会費、利用料金等の支払いを怠った場合
(7)その他、合理的事由により会員として不適当であると当社が認める場合
3 会員資格は会員に一身専属のものとし、会員が死亡したときは、当該会員は死亡時に退会したものとみなす。
- 4 前 3 項の場合、当社は、会員およびその相続人等(入会を拒否された入会希望者を除く。)に対し、年会費を返却しないものとする。

第 10 条(自己責任の原則)

- 1 会員は、当スクールの利用にあたり、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えてはならない。
- 2 当スクールの利用に関連して、会員が故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決しなければならない。当社は一切の責任を負わない。
- 3 当スクールの利用に関連して、当社以外の第三者が当スクールの利用をする会員に損害を与えた場合、当社はいかなる責任を負わず、一切の損害賠償義務を負わない。

第 11 条(営業行為等の禁止)

会員はその資格を利用して、当スクールに関し営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為を行ってはならない。

第 12 条(その他禁止事項)

- 会員は、当スクールに関し、以下の行為を行ってはならない。
- (1)当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
 - (2)第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又は、そのおそれがある行為
 - (3)第三者になりすまして本会に入会する行為
 - (4)他の会員になりすまして当スクールを利用する行為
 - (5)第三者に当スクールを利用させる行為
 - (6)会員証および当スクールの権利等を第三者に譲渡する行為
 - (7)当社若しくは第三者を誹謗中傷、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (8)当社若しくは第三者に不利益を与え又はそのおそれがある行為
 - (9)本会の運営を妨げ又はそのおそれがある行為
 - (10)前各号の他、本規約・利用規約等、法令若しくは公序良俗に違反し又はそれらのおそれがある行為
 - (11)前各号の行為を第三者に行わせる行為
 - (12)その他当社が不適切と判断する行為

第 13 条(個人情報の取扱等)

- 1 当社は、会員の氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報等(以下総称して「個人情報」という。)を取得するものとし、当該情報の保護に必要な適切な措置を講じる。
- 2 個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりとする。
(1)当スクールの宣伝物等の送付(電子メール・電話含む。以下同じ。)
(2)埼玉西武ライオンズに係る各種営業、イベント、キャンペーンの案内
(3)当社又は当スクールの既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
(4)当社又は当スクールの商品、サービス、イベント、キャンペーンに係るアンケートの実施
(5)会員等からの問い合わせ等への対応
- 3 当社は、法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。
- 4 当社は、当スクールに関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がある。この場合、当社は、業務委託先と個人情報保護契約を締結する。
- 5 会員は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で事務局に届け出なければならない。入会申込時の届出内容および変更内容について、一切の責任を負い、届出内容および変更内容の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不到達その他の不利益について、当社は一切責任を負わない。
- 6 登録された会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、2 回以上送付物が所在先不明等により返送されたときは、当社は、当該会員に対する送付物の発送を停止することができる。

第 14 条(写真・映像の使用)

会員は、当スクールの活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承し、当社は、無償にて当該肖像等を撮影した写真および映像等を当社のウェブサイトやプロモーションに利用することができる。

第 15 条(免責事項)

- 以下の各号に規定する事由により事務局および当社の業務が停止した場合、事務局および当社は、その責を負わない。
- 1 天災等の不可抗力の場合
 - 2 通信事業者、電気供給事業者、配送業者その他当社又は事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合
 - 3 その他事務局および当社の責によらない事由による場合

第 16 条(本規約等の変更)

- 1 当社は、本規約の内容を適宜変更することができ、会員はあらかじめこれを了承するものとする。
- 2 本規約および当スクールのサービス内容の変更は、当社が別途定める場合を除き、口頭又はご登録いただいたメールアドレス等への通知、練習場への掲示その他会員又は保護者が認識できる方法により表示した時点から、その効力を生じるものとする。

第 17 条(当スクールの終了)

- 1 当社は、事前に会員に対して通知することにより、当社の裁量で、当スクールを閉会し、当スクールのサービス提供を中止することができる。
- 2 前項の本スクールの閉会又は当スクールのサービス提供の中止が、事務局および当社の責によらない事由による場合、これにより会員又は第三者が被った損害等に関し、当社は、一切の責任および損害賠償義務を負わない。

第 18 条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を適用する。

第 19 条(専属的合意管轄裁判所)

当社と会員の間で本規約、利用規約、当スクールのサービスに関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。